

週休2日に関するQ & A

週休2日に関するQ & A

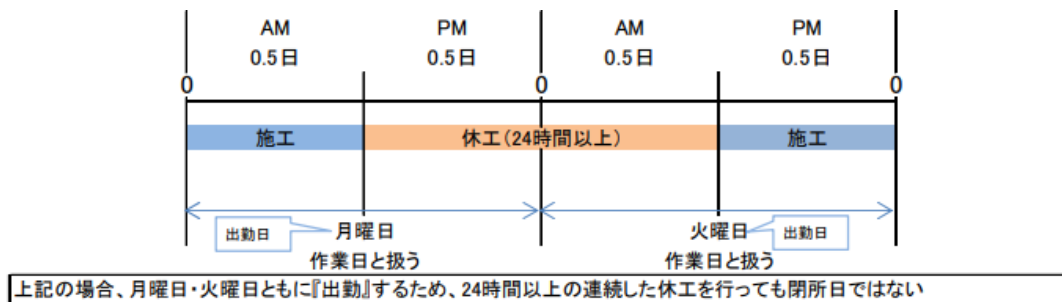
- Q1 平日・祝日に休工した場合、現場閉所日となるのか..... 1
- Q2 午前（又は午後）のみ休工とした場合の取扱いは..... 1
- Q3 夜間作業がある場合の取扱いは 1
- Q4 夜間作業がある場合の完全週休2日（土日）の取扱いは..... 1
- Q5 前日の天気予報により、施工可能と判断し、当日作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等が解散した場合は、現場閉所となるのか。 2
- Q6 災害時等の緊急対応工事とはどのような工事が対象か..... 2
- Q7 対象期間の考え方は 2
- Q8 対象期間が4週間（28日）に満たない工事又は対象期間の最終月が4週間（28日）に満たない工事の取扱いは 2
- Q9 「対象期間が著しく短い建設工事等」とはどれくらいの期間か..... 2
- Q10 週休2日（完全週休2日（土日）・月単位・通期）の達成状況の確認方法はどう違うのか..... 2
- Q11 現場閉所の達成状況はどのような資料等で確認するのか..... 2
- Q12 機械設備・電気通信設備の点検業務は対象となるのか..... 3
- Q13 土・日・祝日・年末年始休暇・夏季休暇に作業が必要な地域維持業務の扱いは..... 3
- Q14 現場閉所日に作業員等が他の現場で作業をしていた場合は現場閉所としてカウントしてよいのか 3
- Q15 作業員等が地域貢献として地元の清掃活動等に参加した場合、現場閉所となるのか..... 3
- Q16 コンクリート養生のための散水等を行った場合、現場閉所となるのか..... 3
- Q17 当初、完全週休2日（土日）の取組を希望せず、結果的に完全週休2日（土日）を達成した際の補正係数の扱いは 3
- Q18 週休2日が達成できなかった場合の措置（ペナルティー）は..... 3

Q1 平日・祝日に休工した場合、現場閉所日となるのか

A1 対象期間において、平日・土・日・祝日を問わず、現場閉所されるのであれば現場閉所日としてカウントします。なお、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみが行われている期間、工事全体を中止している期間や災害時等の緊急対応、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間に含まれません。

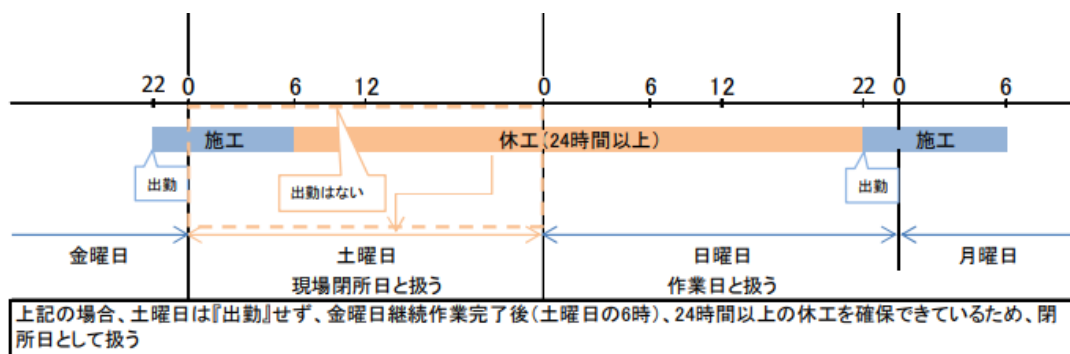
Q2 午前（又は午後）のみ休工とした場合の取扱い

A2 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、半日単位（0.5日）は現場閉所日として扱いません。また、次のイメージ図のとおり、連続した半日単位で現場閉所を行っても現場閉所日として扱いません。



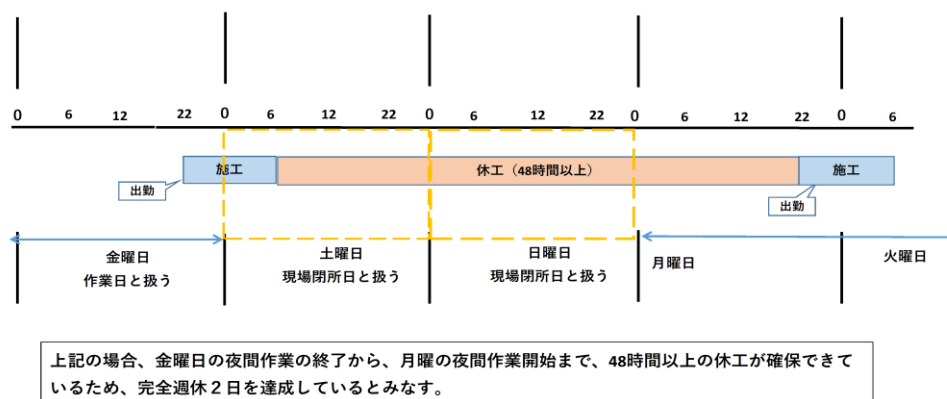
Q3 夜間作業がある場合の取扱い

A3 夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時から24時間以上の現場閉所を確保できれば、その曜日を現場閉所日として取扱います



Q4 夜間作業がある場合の完全週休2日（土日）の取扱い

A4 週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなします。



Q5 前日の天気予報により、施工可能と判断し、当日作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等が解散した場合は、現場閉所となるのか。

A5 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

Q6 災害時等の緊急対応工事とはどのような工事が対象か

A6 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）や事故に対する突発的な対応（法面崩壊に伴う土砂撤去、土のう積による仮締切（仮復旧）、応急仮工事や道路啓開等）を想定しています。

Q7 対象期間の考え方は

A7 工事着手日から工事完了日までとなります。

なお、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみが行われている期間、工事全体を中止している期間や災害時等の緊急対応、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間に含まれません

工事着手日…工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日

工事完了日…工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日

Q8 対象期間が4週間（28日）に満たない工事又は対象期間の最終月が4週間（28日）に満たない工事の取扱いは

A8 対象期間が4週間に満たない場合、完全週休2日（土日）では、対象期間内の土日に現場閉所を行ったと認められる状態（週単位）であれば、取組を達成しているものとみなします。

月単位では、4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態（対象期間内における土日の日数以上の現場閉所）であれば、取組を達成しているものとみなします。

なお、対象期間が著しく短い建設工事等は、対象外とすることができます。

Q9 「対象期間が著しく短い建設工事等」とはどれくらいの期間か

A9 対象期間において4週8休（現場閉所日数割合が8日／28日）以上を確保することが困難である「1週間未満」を想定しています。

Q10 週休2日（完全週休2日（土日）・月単位・通期）の達成状況の確認方法は違うのか

A10 完全週休2日（土日）では、工事着手日から起算して、1週間ごとの土日に現場閉所を行っているかを確認します。なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない対象期間は、同一の週で土日に代わる現場閉所を行っているかを確認します。

月単位では、工事着手日から起算して4週間（28日）ごとで4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日）以上の現場閉所を行っているかを確認します。

通期では、工事着手日から工事完了日までの対象期間全体で4週8休以上の現場閉所を行っているかを確認します。

Q11 現場閉所の達成状況はどのような資料等で確認するのか

A11 受注者から毎月7日までに提出される、休日の取得状況を記入した「様式1 休日取得計画表」と、その根拠となる資料（現場閉所実績が記載された工程表、休日等の作業連絡記録やKY実施記録等）から現場閉所の達成状況を確認することを想定しています。

なお、現場閉所の確認のために、新たに書類を作成する必要はありません。

「様式 1 休日取得計画表」の掲載先は次のとおりです。
広島県の調達情報>トップページ>様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式

Q12 機械設備・電気通信設備の点検業務は対象となるのか

A12 「土木工事標準積算基準書（機械編）」及び「電気通信保守点検業務 積算基準書」を適用する業務は、対象外となります。また、これらに類する業務についても内容を判断し対象外にすることができます。

Q13 土・日・祝日・年末年始休暇・夏季休暇に作業が必要な地域維持業務の扱いは

A13 土・日等に作業が必要な地域維持業務等は、原則、週休 2 日交替制を適用することとしています。作業員等が休日確保をしているイメージ図を「週休 2 日交替制に関する Q & A」へ掲載していますので、参考にしてください。

Q14 現場閉所日に作業員等が他の現場で作業をしていた場合は現場閉所としてカウントしてよいのか

A14 「現場閉所」とは、「1 日を通して当該工事現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、作業員等が他の工事現場の作業を行っても現場閉所として取扱います。

Q15 作業員等が地域貢献として地元の清掃活動等に参加した場合、現場閉所となるのか

A15 地域貢献（ボランティア活動や清掃・催事参加等）のみを実施する場合は現場閉所として取扱います。ただし、地域貢献であっても、当該工事現場内において工事現場の作業を伴う場合（現場見学会で施工状況を見せる場合等）は現場閉所とみなせません。

Q16 コンクリート養生のための散水等を行った場合、現場閉所となるのか

A16 コンクリート養生等、品質確保上最低限の作業のみを行うことは、巡回パトロール、保守点検等といった「現場管理上必要な作業」であり、現場閉所として取扱います。

Q17 当初、完全週休 2 日（土日）の取組を希望せず、結果的に完全週休 2 日（土日）を達成した際の補正係数の扱いは

A17 発注者指定型の月単位適用工事において、工事着手前に完全週休 2 日（土日）の取組を希望する場合は、直近の変更契約の際に、完全週休 2 日（土日）の補正係数を計上することとしています（令和 8 年 8 月 1 日一部改正より空港請負積算基準適用工事が対象）。

Q18 週休 2 日が達成できなかった場合の措置（ペナルティー）は

A18 （週休 2 日適用工事実施要領（令和 8 年 6 月 1 日一部改正）を適用している建設工事の場合）完全週休 2 日対象の建設工事について、受注者の責により、月単位の週休 2 日に取組む姿勢が見られなかった場合、または、それ以外の建設工事について、受注者の責により、通期の週休 2 日に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、土木工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとしています。

（週休 2 日適用工事実施要領（令和 7 年 6 月 1 日一部改正）を適用している建設工事の場合）受注者希望型の完全週休 2 日（土日）適用工事において、受注者の責により、月単位の週休 2 日を実施する姿勢が見られなかった場合又はそれ以外の建設工事については、受注者の責により通期の週休 2 日を実施する姿勢が見られなかった場合、必要に応じて、土木工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとします。

（週休２日適用工事実施要領（令和６年６月１日一部改正）を適用している建設工事の場合）
当初請負対象設計金額５千万円以上の建設工事において、受注者の責により、週休２日を実施する姿勢が見られなかった場合、必要に応じて、土木工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるもの
とします。
なお、措置の対象となる設計金額は、変更請負対象設計金額によらず、当初の請負対象設計金額
とします。